

熊谷市監査委員公告第8号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施し、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を決定したので、別添のとおり公表する。

令和4年8月25日

熊谷市監査委員 三 澤 欣 一

熊谷市監査委員 鈴 木 理 裕

# 令和4年度出納室定期監査結果報告書

## 1 監査の種類

熊谷市監査基準第2条第1項第1号に掲げる監査

## 2 監査の対象

### (1) 対象部局等

出納室

### (2) 対象事務

令和3、4年度における財務に関する事務の執行及び行政事務について

## 3 監査の着眼点

- (1) 収入事務
  - ① 帳票等と現金は突合しているか
  - ② 必要な帳簿類は整備されているか
- (2) 支出事務
  - ① 必要な手続は行われているか
  - ② 適正な支出となっているか
- (3) 契約事務
  - ① 安易な随意契約を採用していないか
  - ② 契約の履行に問題はないか
  - ③ 完了報告を漏れなく受領しているか
  - ④ 検査結果通知書等は作成されているか
- (4) 負担金
  - ① 公益性のない事業又は団体に対して負担していないか
  - ② 負担効果の点から整理すべきものはないか
- (5) 財産管理
  - ① 返納手続をせずに処分していないか
  - ② 備品の登録に漏れはないか
- (6) その他 事務事業の執行において、経済性、効率性、有効性に問題はないか。

## 4 監査の主な実施内容

リスクを考慮し、事務の執行が関係法令及び規程等に準拠し、適正で効果的かつ効率的に行われているか関係書類を調査するとともに、関係職員から説明を聴取した。

### (1) 主な監査項目

#### ア 収入事務

- (ア) 現金出納簿
- (イ) その他の雑入

#### イ 支出事務

- (ア) 会計業務経費「印刷費」
- (イ) 会計業務経費「手数料」

## ウ 契約事務

(ア) 収入金集計事務業務委託

## エ 負担金

(ア) 埼玉県北部ブロック都市出納事務協議会負担金

## オ 財産管理

(ア) 備品台帳一覧表

## カ その他

(ア) 出勤簿

(イ) 指定金融機関に関する書類

## 5 監査の実施場所及び期間

### (1) 実施場所

監査委員事務局、出納室、議会棟第1委員会室

### (2) 監査期間

令和4年6月10日から令和4年7月29日まで

## 6 監査の結果

監査の結果、おおむね適正に執行されていた。

なお、事務処理上留意すべき事項のうち、軽微なものについては、監査実施の際、関係職員に口頭で改善の指導を行った。

## 7 意見

本年4月に他自治体で、臨時特別給付金4,630万円を誤って振り込み、返還に応じなかった振込先の住民が逮捕されるという不適切な事例が発生し、連日マスコミで大きく取り上げられた。

そのため、今回の監査では、通常の監査項目に加え、本市における振込手続について、リスクアプローチの視点から、事務の流れを主体としたヒアリングを併せて実施した。

その結果、本市の振込手続については、二重のチェック体制が構築され、誤送金のリスクの極小化が図られるなど内部統制が有効に機能していることが確認できた。

また、本年5月23日付けで、出納室長から各課長宛てに支払手続の適正化について、3項目の具体的な対応策を指示した事務連絡「過誤払いの防止について（通知）」を发出し、組織全体の事務の適正化を再認識させたことは高く評価できる。引き続き、所管課との緊密な連携の下、日々の収支を厳正に審査し、安全で効率の良い公金の管理・運用に努めていただきたい。